

特定施設・指定施設等の設置届出に必要な書類

1. 届出書（法第6条）

- ・ 正本にその写しえを添えて提出願います。（写しは御社の控えになります）
- ・ 届出者の印は代表者印でお願いします。（社判のみは不可となります）

2. 付近見取図（施行規則第4条第2項）

- ・ 住宅地図等で構いません。

3. 特定施設の配置図（法第6条第2項）

- ・ 敷地境界が示された図面に施設の設置箇所を記載してください。

4. 騒音（振動）防止の方法

- ・ 防音壁の設置、低騒音型機器の使用、防振ゴムの設置等の具体的な内容を記述願います。

5. 使用施設のカタログコピー

- ・ カタログがない場合は、施設の写真（銘板の拡大含む）をご用意下さい。

以上5点を設置工事の日の30日前までに熊谷市役所江南行政センター2階環境政策課へ提出してください。

旧妻沼町地内に施設を設置する場合は、妻沼行政センター地域振興係への提出となりますので、ご注意ください。

なお、既に施設が設置されていて、**未届出であった場合は、遅延理由書（様式任意、要代表者氏名・代表者印）の提出**をお願いいたします。